

平成25年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成25年9月27日(金) 13:30~14:15

2 場 所 新居浜市役所3階応接会議室

3 出席者(委員)

被保険者代表	白石 忍	次井 孝美	妻島 正子
保険医又は保険薬剤師代表	山内 保生		
公益代表	佐々木 文義	岩本 和強	頼木 熙子
被用者保険等保険者代表	福田 幹大		
事務局(市)	神野福祉部長	園部国保課長	石井主幹
	桑内副課長	桜木副課長	宮崎副課長 真鍋係長

4 欠席者

被保険者代表	岡本 美登里		
保険医又は保険薬剤師代表	井石 安比古	大野 高溥	北村 好隆
公益代表	永易 英寿		
被用者保険等保険者代表	鳥越 俊幸		

5 傍聴人 1名

6 議題

- (1) 国民健康保険運営協議会 会長・副会長の選任について
- (2) 平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について
- (3) その他

- ①第2期特定健康診査実施計画について
- ②あいクリニックへの訴訟について
- ③新居浜市国民健康保険条例施行規則の改正について

事務局	<p>定刻がまいりましたので、ただ今から平成25年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、<u>岡本委員</u>、<u>井石委員</u>、<u>大野委員</u>、<u>北村委員</u>、<u>永易委員</u>、<u>鳥越委員</u>から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>「公益を代表する委員」の真鍋マユミ委員が3月31日で辞職され、新たに頼木熙子（よりきひろこ）委員が4月22日付けで運営協議会員に委嘱されましたのでご紹介いたします。頼木委員に一言ご挨拶をいただきたいと思っておりますのでお願いします。</p>
頼木委員	<p>自己紹介</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日のこの会議は、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。被保険者代表の次井委員と公益代表の岩本委員にお願いいたしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
事務局	<p>両委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、神野福祉部長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>福祉部長挨拶</p>
事務局	<p>これより議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第4条の規定によりまして、「会長及び副会長の任期は1年間とする。」となっておりますので、会長・副会長が選出されるまでの間、園部国保課長が、司会進行させていただきます。</p>
課長	<p>それでは、会長・副会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これより1号議案「運営協議会会長・副会長の選任について」を議題とさせていただきます。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長・副会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条2号に基づき、「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員によって選ぶこと」となっております。</p> <p>なお、同規則第4条で「会長及び副会長の任期は1年とする。ただし再任は妨げな</p>

い」となっております。

大変恐縮ですが、事前に公益を代表する委員に協議していただき、会長に佐々木委員、副会長に頼木委員が推薦されました。以上、報告いたします。

課長

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま、推薦されました会長の選任につきまして賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

委員

7名 賛成

事務局

続きまして、副会長の選任につきまして、賛成の皆様の挙手をお願いします。

委員

7名 賛成

課長

出席委員の賛成によりまして、正・副会長が選任されました。

佐々木委員頼木委員、会長・副会長席への移動をお願いします。

それでは、佐々木会長に代表してご挨拶をお願いします。

会長

(会長あいさつ)

課長

ありがとうございました。

続きまして、これから議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので、佐々木会長に、これからの議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、2号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

第2号議案、平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について、ご説明申し上げます。

資料「事業勘定・歳入歳出決算」をお開きください。左側が歳出、右側が歳入となっています。

国民健康保険の特別会計につきましては、左側の歳出で「医療費の伸びなどを勘案し、どれくらいの費用がかかるのか」という予測をして、右側の歳入で、「国、県、市などからの財源収入を見積もり、その不足分を被保険者の保険料で賄う」という仕組みとなっています。

まず、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、主に人件費ですが、予算現額と比べて、1,266万3,608円減の2

億955万2,392円となりました。これは、人事院勧告が見送られたことと人事異動による職員給与の減少などによるものです。

次に、歳出の中で最も大きなウエートを占めております保険給付費、その中でも療養給付費は、被保険者の診療、薬剤、入院などの費用ですが、一般被保険者分は、予算現額と比べて、1億5,778万5,034円減の75億9,055万5,966円となりました。保険給付費は、その他にも、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費があり、保険給付費合計が95億9,533万443円となっております。

保険給付費は歳出全体の約68.6パーセントを占め、支出額の合計では、予算現額と比べて、約2.0パーセント、2億30万6,557円減の95億9,533万443円の支出となっております。平成23年度との対比では、3.1パーセント増となっております。

次に、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療を支援するために、国保の被保険者が負担するものですが、医療費拠出金が予算現額どおりの15億3,432万1,996円となりました。

次に、介護納付金は、40歳から64歳までの介護第2号被保険者の介護保険料ですが、予算現額と比べて、69万9,468円減の6億2,380万8,532円となりました。

次に、共同事業拠出金ですが、高額医療に関する拠出金と共同安定化拠出金の2つあります。いずれも、高額医療に関する拠出額を集めて高額医療を行っている市へ還元するという制度の趣旨です。高額医療費拠出金は、1件80万円以上の高額医療費の支出について、財政基盤への影響を緩和するため国、県の支援のもと、県内の保険者が国保連合会に再保険として拠出するものです。保険財政共同安定化拠出金は、県内市町国保間の保険料の標準化や財政の安定化を図るため、1件30万円以上の高額医療費を対象として拠出するものです。共同事業全体の拠出金は、合算しますと、14億5,510万4,879円で歳出全体の約10.4パーセントを占めています。

次に、保健事業費は、国保が行う健康増進事業であり、特定健康診査等事業費につきましては、各保険者に義務付けられた生活習慣病対策のための特定健診・特定保健指導事業費です。保健衛生普及費につきましては、主に脳ドックの委託料です。

また、諸費は、はり・きゅうの施術に対する負担補助です。緊急雇用勧奨事業につきましては、賃金で臨時職員2名を雇用し、主に特定健診の受診勧奨を行うための人件費です。

次に、基金積立金につきましては、平成23年度の繰越金と利息の合計で2億3,473万8,324円となりました。これにより、平成24年度決算が終了した時点での財政調整基金の累計額は、6億7,884万6,423円となっております。

以上、歳出決算の総額は、予算現額142億8,303万9,000円に対しまして、約98.0%の執行率となる、139億9,576万8,216円となっております。平成23年度と比較しますと、7.7%の増加となっております。後期高齢者支援金が昨年度より23.7%増、介護納付金が昨年度より25.1%増となっております。

続きまして、歳入でございます。

まず、保険料につきましては、一般被保険者医療分の現年度収入としましては、15億2,506万4,188円となりました。

保険料の合計では、一般・退職の現年度分・滞納繰越分を合わせ、24億1,939万4,502円となっており、歳入全体に占める割合としましては、約17.2%となっています。金額としては前年度とほぼ同額です。

つぎに、国庫支出金のうち国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金のうち、一般被保険者分につきましては、13億6,698万2,795円となりました。平成23年度との比較では、約1億8千万円ほど減少しておりますが、これは、平成24年度から財政運営の都道府県単位化の推進などのために国庫負担の割合が34%から32%に引き下げ、県の調整交付金の割合は7%から9%に引き上げたことによるものです。財政運営の都道府県単位の推進という目的で、国庫を2%下げ、県を2%増やしたというかたちになっております。

次に、国庫補助金のうち、普通調整交付金につきましては、市町村間における財政の不均衡を調整するために交付されるものです。特別調整交付金につきましては、画一的な測定基準では対処し得ない特別の事情に対して交付されるものです。

以上、国庫支出金の合計は、29億8,266万6,398円となっており、歳入の約21.2%を占めています。

次に、前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による負担の不均衡を各医療保険者間で「前期財政調整金」として財政調整を行う交付金でございます。

次に、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度に基づく退職被保険者の保険給付に見合う交付金でございます。

次に、県支出金のうち、高額療養費共同事業負担金につきましては、5,492万579円となりました。

また、特定健康診査等負担金につきましては、予算現額と比べて、690万7,000円減の980万円となりました。

次に、都道府県財政調整交付金につきましては、三位一体の改革に伴う市町村の国保財政の安定化における都道府県の役割・権限の強化を図るために平成17年度から設けられた財政調整交付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県の負担割合が7%から9%に引き上げたために予算現額と比べて1億2,464万1,000円増の5億3,265万3,000円となりました。

以上、県支出金決算額は、5億9,737万3,579円となっています。

次に、高額医療費共同事業交付金につきましては、国保連合会が、県内各保険者からの拠出金で実施しております高額医療費における交付金です。また、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、県内の市町の保険料の平準化や財政の安定化を図るために、国保連合会が、県内すべての市町国保の拠出で共同事業を実施するものです。

共同事業の交付金として新居浜市に配分されました合計額は、14億8,910万1,706円となり、歳入額全体の約10.6%となっています。

次に、その他一般会計繰入金のうち、一般会計から繰入金いわゆる法定外繰入金と言われているものですが2億円、それ以外にも新居浜市が独自に行っている重度身体障がい者や未就学児・母子の医療費無料化などの地方単独事業の実施に伴う国の負担金の減額相当分5,183万6,216円が加わっております。緊急雇用2名分人件費468万5,847円も加えて、一般会計繰入金の合計2億5,652万2,063円となりました。

一般会計繰入金の合計は、11億1,336万4,023円となっています。

基金繰越金につきましては、平成24年度中に基金から3億6,511万3,000円を取り崩す予定としておりましたが、保険給付費が下半期は上半期よりも伸びなかったことから、結果的には取り崩さず収支を整えることができました。

以上、歳入決算の総額は、予算現額142億8,303万9,000円の約98.5%、140億7,395万9,207円でございます。平成23年度と比較しますと6.4%増となりました。

最終的に歳入・歳出を差し引きますと、差引7,819万991円のプラスとなりますが、この分につきましては、平成25年度の9月議会におきまして、平成25年度予算の基金繰入金に補正予算として計上しております。

以上で、平成24年度の歳入・歳出決算についての説明を終わります。

会長 質疑はありませんか。
(特になし)

会長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論は、ありませんか。
(特になし)

会長 以上で討論を終わります。

それでは、2号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計決算について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(採択)

会長 挙手多数により、2号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。
次に、3号議案「その他」としてなにかありませんか。

事務局 3号議案「その他」といたしまして、第2期新居浜市特定健康診査実施計画について、事務局から報告いたします。

平成25年3月末に第2期新居浜市特定健康診査実施計画を作成しました。お手元に配布している資料は、ダイジェスト版です。

第2期の期間は平成25年度から29年度までの5年間の計画です。この計画は、愛媛県が策定した「愛媛県医療費適正化計画」と十分な整合性を図っております。

資料の左上に平成20年度より平成23年度の特定健康診査結果を記載しています。平成23年度の結果では、生活習慣病で要治療と判断された方（LDL コレステロール：140以上、血圧：収縮期140以上拡張期90以上（I度高血圧）、HbA1c：5.5以上などで健診結果要医療と判断された人）が27.6%、生活習慣病で治療しているにもかかわらずコントロール不良のかた（LDL コレステロール：160以上、血圧：収縮期150以上拡張期110以上（Ⅲ度高血圧）、HbA1c：6.1以上）が25.1%で全体の52.7%を占めていました。平成24年5月診療分疾病分析データや新居浜市の介護認定の原因疾病なども分析した結果、資料の重点課題に記載しているとおり「高血圧」「脂質異常」「糖尿病」の重症化予防が課題であることがわかりました。

平成24年度特定健診法定報告は、11月に確定される予定ですが、健診受診率は、現在26.3%となっております。

第2期計画では、特定健診の受診率を向上し生活習慣病の早期発見、特定保健指導実施率の向上をさせ生活習慣病の重症化予防を行うため、資料右半分のような対策をたて、保健センターなどの関係機関等と連携し、特定健康診査事業を推進してまいります。

今後、市ホームページに配信し、市民への啓発を行っていきたいと考えています。

会長

他にありませんか。

事務局

2点目、あいクリニックへの訴訟問題について報告します。
(松山地方裁判所西条支部における口頭弁論の状況を説明)

会長

事務局より報告されましたが、これにつきまして、なにか質問等がありますか。

白石委員

返還請求金額はどのくらいですか。

事務局

約400万円です。

会長

ほかに、なにか質問等がありますか。
(なし)

事務局

現在の運営協議会委員の任期が平成26年3月31日までなので、市政だより12月号において、被保険者代表委員の募集を行いたいと思っております。
次回の開催日につきましては、1月を予定いたしておりますことをお知らせします。

会長

これをもちまして、運営協議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ご活発なご意見・ご提言をたまわり、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成25年9月30日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 次井孝美



新居浜市国民健康保険公益代表委員 岩本和強

